

衆議院 建設委員会

議録

第二十三号

(四三〇)

昭和三十六年四月二十日(木曜日)

午前十時四十六分開議

出席委員

加藤 高藏君

理事木村 守江君

理事藤原 雄次君

理事松澤 雄藏君

理事山中 日露史君

逢澤 寛君

大倉 三郎君

金丸 信君

廣瀬 正雄君

栗林 児玉君

三鍋 義三君

田中幾三郎君

出席閣務大臣

建設大臣 中村 梅吉君

出席政府委員

建設政務次官 田村 元君

(計画局長) 建設事務官 關盛 吉雄君

(住宅局長) 建設技官 稲田 治君

委員外の出席者

建設事務官 (計画課長) 吉兼 三郎君

専門員 山口 乾治君

四月二十日

委員山口好一君辞任につき、その補欠として大高康君が議長の指名で委員に選任された。

四月十五日  
建築基準法の一部を改正する法律案  
(内閣提出第一八二号)(予)

建築基準法の一部を改正する法律  
案

建築基準法の一部を改正する法律  
案

同日

主要地方道飯田下呂線の国道編入に関する請願(増田甲子七君紹介)(第二六七二号)

最川流域の直轄改良工事施行に関する請願(牧野寛策君紹介)(第二七五号)

県道中上左沢線及び月山沢中上線の主要県道指定に関する請願(牧野寛策君紹介)(第二七二六号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八二号)(予)

公共用地の取得に関する特別措置法(内閣提出第一七九号)

防災建築街区造成法案(内閣提出第五三六号)

公共施設の整備に関する市街地の改造に関する法律案(内閣提出第五九号)(予)

○加藤委員長 これより会議を開きます。

去る十五日予備審査のため付託になりました建築基準法の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入ります。

四月二十日  
委員山口好一君辞任につき、その補欠として大高康君が議長の指名で委員に選任された。

建築基準法の一部を改正する法律  
案

建築基準法の一部を改正する法律  
案

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十九条」を「第五十九条の二」に、「第六十七条」を「第六十七条の二」に改める。

第三条第三項第二号中「又は三」を「ニ又はホ」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 別表第五四欄の各項に掲げる特定街区

第九条第十項に後段として次のよう

が当該工事の現場にいないとときうに加える。

この場合において、これらの人者が当該工事の現場にいないとときうに加える。

この場合において、これらの人者は、当該工事に従事する者に対しても、当該工事に係る作業の停止を命ずることができる。

第二十四条第一号中「公衆浴場又は自動車庫」を「又は公衆浴場」に改め、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

第二十四条第一号中「公衆浴場又は自動車庫」を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 自動車庫の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が五十平方メートルをこえるもの

第三章第四節中第五十九条の次に第一条を加える。

第五十九条の二 建設大臣は、都市計画上市街地の整備改善を図るために必要なと認める場合においては、前項(特定街区)

第五十九条の二第三項若しくは第四項を加える。

別表第一四欄の各項に掲げる特

定街区においては、第一項の規定により定められた高さをこえて

建築物を建築し、又は建築物の地盤面下の部分及び建設大臣が指定する歩廊の柱その他これに類するものを除き、同項の規定により定められた壁面の位置の制限に反して建築物の壁若しくはこれに代わる柱を建築してはならない。

六条の規定は、適用しない。

五年法律第八十四号)第三条第三項に規定する改良地区、防災建築街区造成法(昭和三十六年法律第二号)第二条第三号に規定する防災建築街区その他の土地の区域において建築物及びその敷地の整備が行なわれる地区又は街区について、都市計画法の定める手続により、都市計画の施設として、その街区における建築物の高さの最高限度及び壁面の位置の制限を定めて、別表第五四欄の各項目に掲げる特定街区を指定することができる。

第三章第五節中第六十七条の次に二条を加える。

(第三十八条の準用)

第六十七条の二 第三十八条の規定は、予想しない特殊の建築材料又は構造方法を用いる建築物に対するこの節の規定又はこれに基づく命令の規定の適用について準用する。

第六十九条中「構造」の下に「用途」を加える。

第八十六条第一項中「第五十八条」の下に「第五十九条の二第三条」の下に「第五十九条第一項第三号中「第十条」を加える。

第九十九条第一項第三号中「第十一条第一項又は」を「第九条第十項後段(第八十八条第一項若しくは第三項又は第九十条第三項において準用する場合を含む)又は第十条第一項若しくは」に改め、同項第五号中

「第五十八条第一項第三項において準用する場合を含む」又は「第十条第一項若しくは」に改め、同項第五号中

「第五十九条第一項第三号中「第十一条第一項又は」を「第九条第十項後段(第八十八条第一項若しくは第三項又は第九十条第三項において準用する場合を含む)又は第十条第一項若しくは」に改め、同項第五号中

「第五十八条第一項第三項において準用する場合を含む」又は「第十条第一項若しくは」に改め、同項第五号中

「第五十九条第一項第三号中「第十一条第一項又は」を「第九条第十項後段(第八十八条第一項若しくは第三項又は第九十条第三項において準用する場合を含む)又は第十条第一項若しくは」に改め、同項第五号中

められた壁面の位置の制限に反して建築物の壁若しくはこれに代わる柱を建築してはならない。

六条の規定は、適用しない。

第三章第五節中第六十七条の次に二条を加える。

(第三十八条の準用)

第六十七条の二 第三十八条の規定は、予想しない特殊の建築材料又は構造方法を用いる建築物に対するこの節の規定又はこれに基づく命令の規定の適用について準用する。

第六十九条中「構造」の下に「用途」を加える。

第八十六条第一項中「第五十八条」の下に「第五十九条の二第三条」の下に「第十条」を加える。

第九十九条第一項第三号中「第十一条第一項又は」を「第九条第十項後段(第八十八条第一項若しくは第三項又は第九十条第三項において準用する場合を含む)又は第十条第一項若しくは」に改め、同項第五号中

「第五十九条第一項第三号中「第十一条第一項又は」を「第九条第十項後段(第八十八条第一項若しくは第三項又は第九十条第三項において準用する場合を含む)又は第十条第一項若しくは」に改め、同項第五号中

「動車修理工場」を加える。

別表第二(6)項第二号中「印刷所」の下に「及び作業場の床面積の合計が三百平方メートルをこえない自動

車修理工場」を加える。  
別表第四の次に次の表を加える。

別表第五 特定街区の種別及び特定街区内の建築物の制限

(4)	(5)
特定街区の種別	延べ面積の敷地面積に対する割合
第一種特定街区	十分の十以下
第二種特定街区	十分の二十以下
第三種特定街区	十分の三十以下
第四種特定街区	十分の四十以下
第五種特定街区	十分の五十以下
第六種特定街区	十分の六十以下

### 附則

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### (罰則に関する経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

#### (都市計画法の一部改正)

2 都市計画法の一項を次のように改定する。

第十条第一項中「又ハ地区」を「地区又ハ街区」に改める。

建築基準法の施行後の状況にかんがみ、特定街区の制度を設け、その街区内の建築物の規制について市街地の整備改善を図るための特例の措置を講じ、特定の建築物に関する制限を合理

化し、及び違反建築物に対する違反の是正に関する規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○田村政府委員長 提案理由の説明を聴取いたしました。

田村建設政務次官。

○加藤委員長 提案理由の説明を聴取いたしました。

田村建設政務次官。

○田村政府委員長 ただいま議題となりました建築基準法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨を御説明申上げます。

御承知の通り、建築基準法は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護をはかり、もって公共の福祉の増進に資することを目的として昭和二十五年に制定され、数次に改正を経て今日に至っております。

第三に、特殊建築物の防火に関する規

定を整備したことあります。

しかししながら、近年における人口の著

しい都市集中に伴う市街地における建

築物の密集と自動車交通の激増等社会情勢の変化に伴い種々実情に沿わない面も生じて参りましたので、今回同法施行の実績に従事して慎重なる検討を加え、所要の改正をいたそうとするもの

あります。

今回の改正の主要な事項は、次の通りであります。

第一に、市街地の整備改善をはかるため、建築物に関する制限の特例を設けたことであります。

すなわち、建設大臣が都市計画上市街地の整備改善をはかるため必要があると認める場合において、防災建築街区、住宅改良地区その他建築物及びその敷地の整備が行なわれる地区または街区について指定する特定街区においては、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、高さ及び壁面の位置についてその街区の整備を主眼とする規制を行ない、そのかわりに従来実施しております建築物の建築率、高さ等の合理化をはかることとしたしまし

た。

第二に、自動車車庫及び自動車修理工場に関する規定を整備したことであ

ります。

第三に、自動車車庫等を格納する小規模

自家用の自動車等を納入する構造制

度の一部を緩和し、また、自動車修理

場につきましては、自動車交通の発

達に伴い、商業地域内に建築できる規

模の限度を若干引き上げることとした

しました。

第四号は、大都市における交通の混

雑がすでに饱和状態に達している現状にかんがみ、その緩和を目的とする主

要な道路、鉄道等の交通施設を取り上げたものであります。

第五号は、国際空港に限つて掲げた

ものであります。

第六号は、大都市における交通の混

雑がすでに饱和状態に達している現状にかんがみ、その緩和を目的とする主

要な道路、鉄道等の交通施設を取り上

げたものであります。

第七号は、この法律の目的を定めたものでございます。公用地の取得に

関する特別措置として土地収用法の特

別その他所要の事項を規定することに

よりまして、公共の利害に特に重大な

関係があり、かつ、緊急に施行するこ

とを要する事業を円滑に遂行できるよ

うにするとともに、あわせてこれらの

事業に必要な土地等の取得に伴う損失

を補償することを目的と

しております。

法令に違反することが明らかな工事

中の建築物について確実に工事を中止

させることとし、違反防止の措置を設

けたことといたしました。

第五に、建築協定に関する規定を整

備したことといたしました。

第六に、違反防止の措置を強化した

こととあります。

法令に違反することが明らかな工事

中の建築物について確実に工事を中止

させることとし、違反防止の措置を設

けたことといたしました。

第七に、一定規模以上のものについて、防火

上の構造制限を強化することといたし

ました。

第八に、一定規模以上のものについて、防火

上の構造制限を強化することといたし

ました。

第九に、一定規模以上のものについて、防火

上の構造制限を強化することといたし

ました。

第十に、一定規模以上のものについて、防火

上の構造制限を強化することといたし

ました。

第十一に、一定規模以上のものについて、防火

上の構造制限を強化することといたし

ました。

第十二に、一定規模以上のものについて、防火

上の構造制限を強化することといたし

ました。

第十三に、一定規模以上のものについて、防火

上の構造制限を強化することといたし

ました。

第十四に、一定規模以上のものについて、防火

上の構造制限を強化することといたし

ました。

第十五に、一定規模以上のものについて、防火

上の構造制限を強化することといたし

ました。

第十六に、一定規模以上のものについて、防火

上の構造制限を強化することといたし

ました。

第十七に、一定規模以上のものについて、防火

上の構造制限を強化することといたし

ました。

第十八に、一定規模以上のものについて、防火

上の構造制限を強化することといたし

ました。

第十九に、一定規模以上のものについて、防火

上の構造制限を強化することといたし

ました。

第二十に、一定規模以上のものについて、防火

上の構造制限を強化することといたし

ました。

第二十一に、一定規模以上のものについて、防火

上の構造制限を強化することといたし

ました。

第二十二に、一定規模以上のものについて、防火

上の構造制限を強化することといたし

ました。

第二十三に、一定規模以上のものについて、防火

上の構造制限を強化することといたし

ました。

第二十四に、一定規模以上のものについて、防火

上の構造制限を強化することといたし

ました。

第二十五に、一定規模以上のものについて、防火

上の構造制限を強化することといたし

ました。

第二十六に、一定規模以上のものについて、防火

上の構造制限を強化することといたし

ました。

第二十七に、一定規模以上のものについて、防火

上の構造制限を強化することといたし

ました。

第二十八に、一定規模以上のものについて、防火

上の構造制限を強化することといたし

ました。

第二十九に、一定規模以上のものについて、防火

上の構造制限を強化することといたし

ました。

第三十に、一定規模以上のものについて、防火

上の構造制限を強化することといたし

ました。

第三十一に、一定規模以上のものについて、防火

上の構造制限を強化することといたし

ました。

第三十二に、一定規模以上のものについて、防火

上の構造制限を強化することといたし

ました。

第三十三に、一定規模以上のものについて、防火

上の構造制限を強化することといたし

ました。

第三十四に、一定規模以上のものについて、防火

上の構造制限を強化することといたし

ました。

第三十五に、一定規模以上のものについて、防火

上の構造制限を強化することといたし

ました。

第三十六に、一定規模以上のものについて、防火

上の構造制限を強化することといたし

ました。

第三十七に、一定規模以上のものについて、防火

上の構造制限を強化することといたし

ました。

第五号では、大都市の区域内における電話に対する著しい需給の逼迫を緩和するため的主要な施設及び全国主要地を結ぶ通信網整備のため必要な主要施設について規定しております。

第六号では、国土保全のためその影響するところの大きい治水施設と、上水、工業用水、灌漑用水等の不足を緊急に緩和するための大規模な利水施設を取り上げております。

第七号は、今後ますます激増することが予想される電力需要を充足させるために必要な発送変電施設で重要なものを掲げたのであります。

第八号は、以上の各事業を施行するあたりまして次くことのできない工業用施設等を規定したものであります。

第三条は、第一項におきまして、特定期事業の認定を受けようとする起定公共事業の認定を受けようとする起業者に、その事業について地元住民等の協力を得るために、これらの者に対して、事前にPRを行なうべき義務を課したものでございます。また第二項では、この事業の用地取得について關係地方公共団体の長の協力義務を規定しております。

第四条は、特定公共事業の認定の申請について規定したものであります。現行上地収用法による事業の認定ととしておりません。また添付書類のうち行政機関等の意見書の添付につきましては、現行土地収用法において、相当な期間を経過しても得られなかつたときに免責しております。また、添付書類の透明等の経過説明書を添付させることとしております。

第五号では、大都市の区域内における電話に対する著しい需給の逼迫を緩和するため的主要な施設及び全国主要地を結ぶ通信網整備のため必要な主要施設について規定しております。

免責するものといたしまして、期限を明確にしております。

第五条におきましては、特定公共事業の認定を申請する場合の手数料について規定いたしております。

第六条におきましては、特定公共事業認定申請書の欠陥の補正及び却下につきまして、現行土地収用法とほぼ同様の規定をしております。

第七条は、特定公共事業の認定の要件についての規定でございますが、現行土地収用法による事業認定の要件よりも、その認定の要件が加重されておりまして、単なる公益性の判断にとどまらず、その事業が公共性の高いものであり、かつ緊急性を有するものであるかどうかを判断することとしております。また建設大臣が認定するにあたりましては、慎重を期するため、新たに建設省に置くことといたしました公用地審議会の議を経なければならぬことといたしております。

第八条は、特定公共事業の認定の手続きにつきまして、土地収用法の規定を準用したものであります。また第二項では、この事業の用地取得についての規定は、市町村長が行なうべきものとされております特定公共事業の認定申請書の縦覧等の手続を定めました。

第九条は、市町村長が行なうべきものとされております特定公共事業の認定申請書の縦覧等の手続を定めました。

第十一条は、建設大臣が特定公共事業の認定を拒否したときには起業者に通知する旨を規定したものであります。

第十二条は、特定公共事業の認定と

土地収用法による事業の認定との関係を規定したものであります。

第六号におきましては、特定公共事業の認定も効力を失つたときには、特定公共事業の認定も効力を失うこととしております。

第十三条は、現行土地収用法における事業の認定が効力を失つたときには、特定公共事業の認定も効力を失うこととしております。

第十四条は、現行土地収用法における事業につきましては、緊急に施行する必要があります。また、建設大臣が認定するにあつては、起業者がみまして、この有効期間を一年に短縮したものであります。

第十五条におきましては、特定公共事業にかかる土地調査または物件調査の作成のための立ち入りが拒まれ、また妨げられた場合の起業者の免責について規定しております。

第十六条は、現行土地収用法において、土地細目の公告が失効する旨を定めておりますが、特定公共事業につ

きましては、緊急に施行する必要があることにかんがみ、この有効期間を六ヶ月に短縮したものであります。

第十七条は、第十五条の規定により免責された場合におきまして、裁決申請書の記載事項につきましても、同様の免責規定を置いたものであります。

第十八条は、市町村長が行なうべき旨を定めたものであります。

第十九条は、特定公共事業にかかる裁決を却下する場合の土地収用法の読みかえ規定であります。

第二十条及び第二十一条におきましては、緊急裁決について規定しております。すなわち、第二十条は、特定公共事業にかかる取用または使用の裁決が遅延することによりまして事業の施行に支障を及ぼすことのないよう、そのおそれがあるときには損失の補償に関する事項でまだ審理を尽くしていないものがある場合であつても、緊急裁決をすることができる旨を規定したものです。

また、第二十一条におきましては、損失の補償をいたします場合には、起業者の損害を考慮するため、収用委員会が必要と認めるときには、起業者に担保を提供する義務を課すことをとした規定であります。

第二十二条におきましては、緊急裁決にかかる土地にある物件につきましては、概算見積もりによる仮補償金を定めなければならぬ旨を規定しております。

第二十三条におきましては、緊急裁決にかかる土地にある物件につきましては、その所有者側から物件の收用の請求を認めることといたしております。

第二十四条は、前二条に規定いたしました物件の収用の請求及び仮住居の提供の要求を規定する期限等を定めたものであります。

第二十五条におきましては、被補償者の権利の保護に万全を期するため、収用後または使用後においても補償金額を適正に算定できるように必要な調査をすることを収用委員会に義務づけております。

第二十六条は、緊急裁決をしようとは、緊急裁決について規定しております。すなわち、第二十六条は、緊急裁決を却下する場合の土地収用法の読みかえ規定であります。

第二十七条は、収用または使用の効果の発生等につきましては、緊急裁決において定められた仮補償金が、現行補償の義務の履行を確保するため、収用委員会が必要と認めるときには、起業者に担保を提供する義務を課すことをとした規定であります。

地に居住している者が移転するに際し

て仮住居を必要とするときには、収用委員会に対して仮住居の提供の要求を認める制度を規定したものであります。

第二十八条は、第二十六条に規定する担保の供託方法について規定しております。

第二十九条は、第二十三条に規定する仮住居の提供に関し所要の事項を定めたものであります。

第三十条におきましては、補償の額等を確定させる補償裁決を遅滞なく行なうべきこと及びその効果について規定しております。

第三十一条は、残地収用または使用

にかかる収用の場合における補償額算定の時期を定めたものであります。

第三十二条は、担保物権の目的となつて土地等に対する補償として被補償者が補償金を受けている場合に、被補償者が補償金にかえて現物給付の要求をするときは、抵当権者等の同意を要する旨を規定したものであります。

第三十三条は、補償裁決で定められた補償金額と緊急裁決で定められた仮補償金の額とに差額があるとき等におきましては、利息を付して清算すべき旨を規定しております。

第三十四条では、補償裁決におきましては、清算金等の額及び補償裁決で定められた事項の履行期限をあわせて定めるべき旨を規定し、また起業者の義務の履行遅滞の場合の過怠金を定めることができます。

第三十五条は、担保物権の目的物が取用され、または使用された場合は、清算金に対しても物上代位を認めることができる旨を規定しております。

第三十六条は、補償裁決で定められた現物給付と被補償者が支払うべき清算金及び利息の支払いとの間に、同時履行の抗弁を認めたものであります。

第三十七条は、補償裁決に対して訴えの提起がないときにおきましては、その裁決を債務名義といたしまして、清算金等に関する強制執行ができるとした規定であります。

第三十八条におきましては、収用委員会が、特定公共事業にかかる被補償者の要求に基づき、建物または建物の賃借権をもって損失を補償すべき旨の裁決ができる制度を創設しております。

第三十九条では、すでに土地収用法による事業の認定を受けている事業または都市計画事業について特定公共事業の認定を受けようとする場合の手続きを規定しております。

第三十九条では、すでに土地収用法による事業の認定を受けている事業または特定公共事業認定を受けた場合における事業認定等の有効期間等につきましての特別を設けております。

第四十条におきましては、都市計画事業であつて特定公共事業となつたものについての収用裁決につきまして都市計画法の特例を設け、裁決事項のすべてを収用委員会の裁決により定めるものといたします。

第四十一条では、特定公共事業につきましては、緊急裁決の制度を設けたことにはかんがみまして、現行土地収用法の緊急使用の規定を適用しないこととしております。

第四十二条におきましては、物件の逆収用の請求にかかる裁決に関して未確定とされた事項については、まだ訴願することができます。そのための訴願の請求にかかるものとし、また、緊急裁決において仮補償金その他未確定とされた事項については、まだ未確定とされた事項についての訴願が認められることを規定しております。

第四十三条及び第四十四条は、この法律またはこの法律に基づく命令の規定による期間の計算及び通知の方法並びに手続の承継等につきまして、土地収用法の該当規定を準用することとしております。

第四十五条では、この法律の諸規定が、土地のみならず、借地権等の権利、建物等の物件あるいは土石砂れきの収用または使用につきましても準用されます。

第四十六条は、特定公共事業に必要な土地等を提供する者から現物給付の要求があり、かつ、その要求が妥当であるときには、事業施行者にその要求の実現の努力義務を課した規定であります。これについて、建設省の方に何とお話し申しあげた次第であります。

な土地等を提供する者から現物給付の要求があり、かつ、その要求が妥当であるときには、事業施行者にその要求

の実現の努力義務を課した規定であります。これについて、建設省の方に何とお話し申しあげたかどうかということ

な土地等を提供する者から現物給付の要求があり、かつ、その要求が妥当であるときには、事業施行者にその要求

の実現の努力義務を課した規定であります。これについて、建設省の方に何とお話し申しあげたかどうかということ

な土地等を提供する者から現物給付の要求があり、かつ、その要求が妥当であるときには、事業施行者にその要求

の実現の努力義務を課した規定であります。これについて、建設省の方に何とお話し申しあげたかどうかということ

○加藤委員長 次に、防災建築街区造成法及び公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律案の両案を一括議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。

石川次夫君。

○石川委員 市街地改造法と防災街区造成法に非常に密接な関係のある記事が、昨日の各新聞に一せいに出でておりますが、このことについて緊急に一括議題といたします。

建設大臣の所見を伺っておきたいと

思います。

これは御存じだと思いますけれども、東京の産業集中と、それに伴う交通、住宅が非常に難渋をきわめておる

ということに対処いたしまして、東京都が中心となつて首都圈整備計画といふものを練り直さなければならぬ、十分

年計画でその計画を練り直すというこの考え方には、われわれとしても非常に賛成であります。非常に短かい目でこ

ういうことについては、われわれとしても相当批判を持っておった次第でございましたから、このこと自体については

われわれとして、もう手をあげて賛成いたしました。ただ、この内容については、いろいろいわゆっておりませんけれども、すでに二十六日から副知事が、アメリカ、西ドイツあるいはスイスなど

の金融機関に打診をいたしまして、外債募集についての具体的な交渉を始めうに規定しております。

以上、公用地の取得に関する特別措置法案につきまして、条を追つて御説明申し上げた次第であります。

○中村国務大臣 私も実は新聞の記事を見まして、東京都の鈴木副知事が外遊をされるにあたりまして、今御指摘のようない外債の打診をされるというごとを見たのでございますが、まだ建設省の方には、東京都からは具体的に何らの協議もございません。私の方から至急に、折を見て、その考え方等を確かめてみたいと思っておりましたやさきでございまして、まだ事情を存じてないような次第でござります。

○石川委員 これは各新聞に出ておりますけれども、朝日新聞によりますと、知事の話といたしまして、「いろいろな方面から外債募集をすべきだといふ声があり、私も募集すべきだと思ふますけれども、建設省に出ておりませんけれども、建設大臣の所見を伺っておきたいと

思います。

これは御存じだと思いますけれども、政府も外債の募集については積極的だし、保証も得られると思う」といふ意見が出でるわけです。この

声があり、私も募集すべきだと思ふますけれども、建設省に何らの話もなし

ればしかし、建設省に何らの話もなし

にこういう意見が堂々と発表される

ことがあります。この点について建設大臣の御意見を伺いたい。

○中村国務大臣 それだけの記事が各紙に載るようなことから見まして、多分、副知事が知事が何か機会のあつた際にそういうふうに考へたのを明らかにし

は、もちろんこの東京都の道路事情あるいは地下鉄その他促進をされることには異存はないわけで、主として東京都内は東京都が有力団体でございます

し、東京都が中心の実施機関になつておられますので、そのことと自体には私はどうも異存はございません。そこまで公表されるについては、こちらよりも、むしろ外債等の直接の関係のあります大蔵省には、多分、内々話をしておるのではないかと思います。まだ私の方でもその程度の段階でございまして、至急に実情を確かめたいと思っておりますような次第でございます。

○石川委員 大蔵省の方に話があつたかどうか知りませんけれども、肝心な建設省の方と密接な関係がなしにこういう意見が公表されるということは、今後要る前例となるのではないかといふような気がいたしますので、その点は嚴重に御交渉願いたい。

それから、外債が募集されればということで、今お話をあつたような地下鉄あるいは高速道路ということについて、東京都が、自分のことでありますから、緊急に対策を立てたいという気持ちはわかります。そのための外債募集という気持もわかりますが、この中に港湾の埋め立て事業ということが書いてあるわけです。港湾の埋め立て事業をやるとかやらぬとかということは、東京都自体の問題といふよりは、これは建設省としても重大な問題になる。従つて、この港湾の埋め立てを前提とするような外債募集ということになると、これはゆゆしい問題になる、われわれとしてはこう考へざるを得ないわけであります。ということは、この市街地改造法にも密接な関係があるわけでございますが、東京都の人口の集中に対処するための対策として、その一環として市街地改造法案というものが出ておりますが、この市街地改造法だ

けで解決のできる問題ではございません。従つて、これに対しましては、どういうふうにするかという根本的な対策を、この委員会としても、あるいはまた建設省としても、十分に、緊急に検討しなければならぬ。こう考えるわけなんで、その一つとしては、一口に遷都という言葉が使われておりますが、東京都を移さなければならぬという意見も、最近は熾烈に出でてゐる。ところが一方では、東京湾を埋め立てるという案も、産業会議あたりでもつて提案されておるわけです。この二つの案は同時に成立しない、こう常識的にも考えられる。

そうすると、外債の募集をして埋め立てることを前提とするという考え方を、東京都が東京都だけの立場でもつとめてしまって、ということについては、非常に大きな問題があとに残されるのじやないか、こう考へるわけです。従つて、外債を募集するといいたしましても、そのこと自体についても、大蔵省だけとの交渉じゃなくて、根本的には建設省との了解、十分なる連絡提条件として港湾の埋め立てということが入りますと、これは内閣としても、またわれわれとしても、おいそれと納得はできない。十分に検討を要する問題がたくさん残されておるというふうに考へるわけでござりますけれども、この点について一つ建設大臣の意見を伺いたいと思ひます。

しては、世間にもいろいろな議論があります。私どもの基本的な考え方を適直に申し上げますと、御承知の通り、建設をはかつていくかということと、東京への過度の人口集中ということについては、いかにして過度の人口集中を排除して、東京を正常な都市として建設をはかつていくかということと、首都圈整備法がしかれて以来、重大な縣案として事業を続けておる次第でございます。従いまして、私の考えを率直に申しますと、東京湾を埋め立てることには、経済効果の上からも、は相当の価値があるかもしませんが、東京湾を埋め立てることによつて、過度の集中を一そうち強くするような傾向の埋め立て開発は、私どもは実は考え方としては反対でございます。もし、東京湾を埋め立てるとするならば、東京港という重要な港湾を整備いたしまして、港湾としての整備を十分にはかる。また同時に、その港湾の整備に伴いまして、港湾に必要な施設の用地を埋め立てるということであるならば、これは意味はわかるのでござりますが、東京に近接したところへ大規模の埋め立てをいたしまして、過度の人口集中をさらに強めるような行き方ではあることは反対の考え方を持つておるわけでござります。もし、東京湾を經濟効果を見ながら開発をするとするならば、東京の既成市街地と離れたところ、たとえば申しますれば千葉の五井のようなど、街地として、あるいは別の工場地帯として生まれていくなれば、これはいいと思うのですが、東京の既成市街地に近接したところに、さらに過度の人口集中を招くような開発は、現状

においてすべきではないのぢやないか。実は、かような考え方を持っておられるわけでございます。従いまして、今後東京都が、東京港の埋め立て開発等は、われわれ建設省及び首都圏の整備委員会等といったましては、この考査方に立ちまして、東京都と十分に意見の調整をはかつて参りたい、こう考査でおるような次第でございます。

○石川委員 今の大臣の御意見を伺ひまして、われわれとしても其鳴するところが多いわけでございます。東京港を埋め立てますと、過度の集中をさしに醸成をするという結果になるといふことは、われわれ非常に懸念をいたしております。経済効果の点は別といつしましても、この点だけからいっても、どうもこの計画については非常にわれわれは疑問を感じておるわけです。百キロあるいは百マイル以上の人団に人口が集中して、しかも、その人口が、何らかの要件でもつて東京に集中するという前提なしの、そういう分散計画を立てなければ、東京はこれ以上人口がふえ、車がふえるということになつたのでは、市街地改造法程の法案ではどうしても根本的な解決ができない、こう考ざるを得ない。港湾を埋め立てるということを前提として、鈴木副知事が外國へ行きまして、外債の募集を交渉するということについては、嚴重な警告というよりは、絶対にそういう前提でやつてもらって困るという意思表示を、当然建設省としては行なうべきではないか、こう考査えるわけです。

があつたかもしけぬというふうな御答弁がありましただけれども、もしさうだとすると、これまた非常におかしいことではないか。いろんな内容を含めて外債募集をやっているのだろうと思ひます。ただ単純に、東京都が困るから大蔵省と話をしているのじやないと思うのです。おそらくはその前提として、内容についていろいろと折衝をしていると思う。そういう内容について、大蔵省が一人でのみ込んで、自分の独断でそういう了解を与えるということになりますと、建設省の存在にすることにありや、こういうことにもなりかねないとと思うのです。こういう点については、一つ大蔵省の方とも嚴重に折衝をして、場合によつては大蔵省の担当者を呼んで、ここで一つ発明をしなければならぬ、こう考へるわけなんです。この点について、建設大臣の御意見を伺いたいと思います。



は地方公共団体、三十六年度で考えておりますのは、大都市の存する府県なり、それから五大市関係が多いと思います。これらが事業を実施いたします。場合には、公共施設の整備がますます内容の根幹になっておりますので、所要の道路の整備費からまず金を出します。これが国費として出ますので、この分が施行者の直接の収入になるわけでございます。

そこで、この事業の要点は、先ほど  
譲り受け権のところで申し上げました  
ように、でき上がった土地と建物を関  
係権利者に給付いたしますので、その  
過程におきましては、当然その関係権  
利者は新しい建造物の中に入るとい  
うことになりますので、権利を取得する  
ときに、まず補償金を払うというやり  
方でなくして、譲り受け権を設定すると  
いうやり方をとつております。従つ  
て、個人との間におきましては、でき  
上がった経費を見込みまして、買い取  
りの場合の時価の補償金の額と清算す  
る、こういうやり方になつております  
。そして、この事業を、今の体制に  
おいて考えておりますのは、裏宅地の  
土地というものは、でき上がつたあと  
においては前面の土地になる、道路に  
面する土地になるわけでございますか  
ら、この事業を実施する直前の価額よ  
りは、この事業を実施した後において  
は、評価でもつて評価益というものが  
考えられるわけでございます。時価の  
差額というものが考えられる。従つて、  
その市街地改造事業を実施するときには、  
評価されたものと、実施後における土  
地の評価差額というものが、裏宅地に  
存する家屋その他の権利の買収費の額  
とほぼ同様である、こういうときには、

この事業はその他の補助金なしに一応事業ができる、こういう形になるわけでございます。すなわち道路の前面、道路用地となるところにつきましては、これは全部買収をしてしまいますから、そこで、裏宅地の部分につきましては、これは建前といたしまして譲り受け権を全部設定するという場合には、建前上一応現金は要らないことになります。かりに必要があつたといたしましても、それは運転資金である。その運転資金につきましては、別途準備をすることはあとから申し上げますが、前面の用地は全部買い上げてしまう。今度、裏の方につきましては、一応市街地改造事業を実施するときに、用地を評価いたしました額額と、それから改作事業実施後における、土地等の評価の間におきましては、必ず評価の差額というものがあるわけでござります。その差額が家屋その他の物件を購入した経費を上回っている場合におきましては、特別の引き当て財源といふものは要らないということになるわけでござります。そこで、当面の運転資金というものは、道路整備の財源、それと、住宅部分につきましては、中高層の融資、それからまた事務所、店舗その他の部分を建築する場合におきましては、地方債を準備いたしておりまして、それによつてこの事業の達成に必要な資金を確保する。従つて、現在のところ、そういう形でこの事業を実施することによって、緊急に整備を必要とするところは、いずれも繁華街に当つて財源の考え方でこの事業を実施

○岡本(陸)委員 以前に色刷りの図をいただきました。この図について見て参りますと、この公共用地として使用される部分の土地の取得費というものは、建物及び土地代金、除却費、そういうふうなものを含めたもの全部が一応國のなにして認められていくわけですか。

○關盛政府委員 この道路用地となるところに存します土地はもとより、それから家屋につきましても、この法律によつて、ほかへ引っ越しをしていくということが建前になつておりますんで、この人たちは、ここに残ることが建前でござります。従つて、その権利は、請求があれば全部買い上げるということになつております。この法律の条文では、十四条の第二項に、「前項の規定により土地又は権利が收用される場合において、権原により当該土地又は当該権利の目的である土地に建築物を所有する者は、その建築物の收用を請求することができる。」、こういうことで、これは道路用地になるところですが、その道路用地になるところで、権原によって建物を持つてゐる人は一般の土地收用法の原則にかかるらないで、これを買ってくれと言つたときには、全部買わなければなりませんといふことになつてしまつて、この用地取得、並びに建物は一切買い上げる。こういうことで、その経費支弁は道路の経費から出す、こういうことになるわけでございます。

買収価額・プラス家屋の買収価額・プラス除却費、整地費、こういうことになると、公共用地として使われる部分について、は、それだけ全部国の費用で差し引く。そうすると、残った建物、今度新たに改造地区として造成された土地の費用、こういうことになつて参りますね。計算の上では、そういうふうなことはあります。○關政府委員 ただいまのお尋ねの通りでございまして、もう少しわかりやすくするため、今用意いたしてきております印刷物をちょっとお配り申し上げてみたいと思っております。

お手元に「施設建築物建築費引き当て財源内訳」というのが行つてあると思います。そこで、その下に書いてあります土地という欄に、a'、b'、c'、cと、それから施設建築物にa、b、cと、こうなつております。その横に意味を書いてございます。aと書いてありますのは道路関係権利者分の建築費、つまり道路の敷地となつた部分で、そこにおつた権利者に必要な経費。それから、bは裏宅地関係の権利者分の建築費。cは保留分の関係分の建築費。建物の方を分けますとこの三つの種類に分かれる、こういうことになるわけをございます。cは、関係権利者ではない、この事業を実施するために、新たに施行者が積み上げる部分でござります。

それから、土地につきましても、a'は道路関係分の土地の価額、b'は裏宅地の価額、c'が保留分の関係分の土地の価額、こうしたことになります。aの費用というのは道路整備費用であります。

の一部、つまり道路関係の権利者の土地、建物等の対償、それにかえまして、代物弁済で土地と建物を給付するわけでござりますから、道路整備費用の一部——これは道路整備費のうちでも、舗装でもつて道路を最後にされるといふ舗装費はこういうところへはれてはいけませんから、その意味で四地取得と、先ほど岡本先生がお話しになりました権利を取得する金と、それから滑滞費、そこまでを言っておるだけで、改築費の舗装費とか、あとの部分、工事費に相当する部分は入れないという意味で、一部と申しておるわけでございます。これが道路関係の権利者たる土地、建物の対償の部分に充てられるということになるわけでございます。

その次は、cの費用でございます。cはこの仕事の関係権利者でない人に充てらるべきものでござりますから、この事業の方から申しますと、cは施行者が新しく別途に資金を準備いたしまして建物を継ぎ足すためには、その下の土地を買わなければ建物が継ぎ足せませんので、この人にはこの費用として建物の部分と土地を売るという格好になるわけでござります。つまり、保留分の売却代金がcの費用に充てられる。

bの費用、これが裏宅地関係権利者分でございます。これは(2e+e)の金額を充当することができる。つまり、道路整備の表宅地の部分と、それから、先ほど申しました保留床を施行者が建てますので、その関係で、その部分を引き当てにbの費用を捻出することができる、こういう意味でござり

まら村いい部われに用入作りのるし王

○岡本(陸)委員 以前に色刷りの図をいただきました。この図について見て参りますと、この公共用地として使用される部分の土地の取得費といふものは、建物及び土地代金、除却費、そういうふうなものを含めたもの全部が一應國のなにして認められていくわけですか。

○關盛政府委員 この道路用地となるところに存します土地はもとより、それから家屋につきましても、この法律によつて、ほかへ引っ越しをしていくということが建前になつておりますので、この人たちは、ここに残ることが建前でございます。従つて、その権利は、請求があれば全部買い上げるということになつております。この法律の条文では、十四条の第二項に、「前項の規定により土地又は権利が収用される場合において、権原により当該土地又は当該権利の目的である土地に建築物を所有する者は、その建築物の収用を請求することができる。」、こういうことで、これは道路用地になるところですが、これは道路用地になるところですが、その道路用地になるところにおいて、権原によって建物を持つてゐる人は一般の土地収用法の原則にかかるわけで、これを買ってくれと言つたときには、全部買わなければなりませんというふうにいたしまして、この用地取得、並びに建物は一切買い上げる。こういうことで、その経費支弁は道路の経費から出す、こういうことになるわけでござります。

買収価額・プラス家屋の買収価額・プラス除却費、整地費、こういうことになると。そういうして、その中から、公共用地として使われる部分について、は、それだけ全部市の費用で差し引く。そうすると、残った建物、今度新たに改造地区として造成された土地の費用、こういうことになって参りますね。計算の上ではそういうなるでしょう。○關盛政府委員 ただいまのお尋ねの通りでございまして、もう少しわかりやすくするために、今用意いたしてきました印刷物をちょっとお配り申し上げてみたいと思っております。

お手元に「施設建築物建築費引きまして財源内訳」というのが行っていると思います。そこで、その下に書いてあります土地という欄に、a'、b'、c'、それから施設建築物にa、b、cと、こうなっております。その横に意味を書いてございます。aと書いてありますのは道路関係権利者分の建築費、つまり道路の敷地となつた部分で、そこにおつた権利者に必要な経費。それから、bは裏宅地関係の権利者分の建築費。cは保留分の関係分の建築費。建築物の方を分けますとこの三つの種類に分かれる、こういうことになるわけでござります。cは、関係権利者ではなく、この事業を実施するために新たに施行者が積み上げる部分でござります。

それから、土地につきましても、a'は道路関係分の土地の価額、b'は裏宅地関係分の土地の価額、c'が保留分の關係分の土地の価額、こういうことになります。

の一部、つまり道路関係の権利者の土地、建物等の対償、それにかえまして、代物弁済で土地と建物を給付するわけでございますから、道路整備費用の一部——これは道路整備費のうちでも、舗装でもって道路を最後にしたもの——、先ほど岡本先生がお話してございました権利を取得する金と、そちら清掃費、そこまでを言っておるわけでござります。これが道路関係の権利者の方から申しますと、cは放分、工事費に相当する部分は入れないという意味で、一部と申しておるわけでございます。これが道路関係の権利者の土地、建物の対償の部分に充てられるということになるわけでございます。

まら村りい部われに用入作うのるし主

ます。

理由①  $(a+a')$  のうち  $a$  の建築費を差引き、 $a'$  の価額に相当する道路整備費が施行者の手元に残っている。

②cの保畠分の建築物を売却する場合にも、cの土地と併せて売却するのであるから、cの価額に相当する売却代金が施行者の収入となる。従つて、(a'+c')の金額がbの費用に充当されるとなる。

が、あとに建物を建設するのに要する、つまり改造された街区に必要な土地の取得代金ということになるわけですね。

じやないかと思います。改造前の裏宅地の地価というものは、いわゆるクリアランスをやることによりまして要したところの経費、つまり既存建物買取り費、それから除却したあとの宅地の造成費、そういうふうな経費がかかるわけでございます。それが結局、従前の土地の買収にプラス経費になるわけであります。従つて、新たに土地を処分する場合におきましては、そういった損失的な経費が加算されるので

土地を裏宅地の地主が売るによりまして、その売却代金がその地主さんと建築費に充当される、こういう考え方にならうかと思うのでござります。  
○岡本(謹)委員 これはもう一べん、委員会でなしによく御説明を聞かないで私たち了解しにくいかと思うのです。  
ここで、誤解が知りませんが、こういう不審が出てくるのです。つまり、一区画の面積について、今おつしやる

きます。だから、新たに造成された土地が、建物の買収費及び除却費を含んだところの相当高価につく土地になっておるのに加えて、今度新たに建てられた建物が非常に高くついておる。だから、従前の、クリアランスをしなければならないという裏通りに住んでおる人たちが入居するための買収費あるいは借り販は、手に合わないような高いものになりはしないかという心配があるわけです。そういうようなおそれ

Digitized by srujanika@gmail.com

（主）として「上地所有者及び皆地雀毛の現金支出はない。」という建前で、一応計算をいたしまして、現実に引き当て財源はどういうところから見れるか、こういうことで計算いたしますと、こういう形になるわけでございまます。

(法として一二の「不動産の付地を譲り受けた場合に、その土地の買収代金は、代物弁済によって支払うこととし、地区内に残るものは、ものと仮定した場合には、譲渡(売却)する土地の買収代金は、代物弁済によることとする。) 延前上、関係権利者に支払うこととし、要しないから、施行者がいわば無償で譲り受けた土地を譲渡(売却)することができる。」。ですから、つまり財源の引き当て方法を一応考えたわけです。

しかし、仕事を現実に施行者がやるときには現金が要るわけでござります。その現実に要る資金の資金繰りといふものは、道路整備費の金と、中高層等の融資の金と、地方債のいわゆる準公営企業債を投入する。こういう操作でやっていきたい。こういふ考え方でございます。

要した費用を全部差し引いた残りの分  
が、あとに建物を建設するのに要す  
る、つまり改造された街区に必要な土  
地の取得代金ということになるわけ  
ですね。

○關盛政府委員 そういうことです。  
○岡本(隆)委員 そういたしますと、  
その土地は、階層別に積み重ねますか  
ら、坪単価は落ちて参りますけれど  
も、積み重ねないという場合において  
は非常に高価な土地代についているわ  
けですね。間違ひありませんね。——  
そうでしょう。高層建築を作るんで  
しょう。高層建築を作りますから、一  
坪の土地は幾坪にも、五階にすれば五  
坪に通用しているわけです。それか  
ら、共用面積も空地のままに置かれて  
おる。しかしながら、現実において  
は、その土地は通風、採光その他に必  
要な土地でありますから、それも五階  
に対する必要な共用面積として通用し  
ているわけです。従って、たとえば具  
体的に坪単価五万円の土地が一千坪と  
いたしますと、その買収費が五十万円  
かかりますね。それから、街路の分は  
残されておりますから、その分が全部  
負担されるとすれば、その五千万  
円と、裏地にたくさん密集しておつた  
ところの家の買収費、それがかりに坪  
単価二万五千円として、かりに五千坪  
のところに延べ二千坪建つておるとす  
るならば五千万円ですか、そうする  
と、その土地の造成費は一億五千万円  
ということになつてくるわけじゃない  
ですか。

○吉兼説明員 局長から申し上げまし  
た点、ちょっと補足してお答え申し上  
げたいと思います。大体、先生がお話  
しになりました考え方でよろしいの  
取り費、それから除却したあとの宅地  
の造成費、そういうふうな経費がかかる  
わけでございます。それが結局、從  
前の土地の買収にプラス経費になるわ  
けであります。従つて、新たに土地を  
処分する場合におきましては、そな  
いった損失的な経費が加算されるので  
ござります。加算されたものが新たな  
宅地のコストになる。そのコストが、  
新たな宅地の時価でござりますか、環  
境が整備される等によりまして評価さ  
れるであろう時価との見合いといふこ  
とにりますね。それがこの事業の収  
支採算の一つのポイントになるのであ  
ります。

それから、御指摘の、改造されまし  
た宅地を平面的に使うのはございま  
せんで、立体的に使いますので、土地  
の持ち分といふものがそれぞれの階層  
によつて配分されるわけでございま  
す。でありますから、わかりやすくい  
えば、裏宅地を一人の人気が持つてお  
る、地主が一人である。こう仮定した  
場合、かりに三千坪の土地があるとい  
う場合に、道路側の人に一千坪の土地  
を売る。それから、高層利用をするこ  
とによりまして保留分が出来ます。保留  
分の人の持ち分として一千坪売る。結  
果としては、三千坪の裏宅地の地主さ  
んが二千坪の土地を売却したことにな  
ります。道路側の人と、それから保留  
分に相当する分、残りの一千坪が、大  
体從前と同じような床面積のものが、  
そこに立体的な利用によりまして確保  
できる。といふことは、二千坪の

土地を裏宅地の地主が売ることによりまして、その売却代金がその地主さんの建築費に充当される、こういう考え方にならうかと思うのでござります。○岡本(陸)委員 これはもう一べん、委員会でなしによく御説明を聞かないと私たち了解しにくいかと思うのです。

ここで、誤解か知りませんが、こういう不審が出てくるのです。つまり、一区画の面積について、今おつしやるようには、その道路に取用された部分の土地及び家屋の所有権者が、表の道路側に新しくできたところに入居する権利がある。その分を金を払わなくていいのだということであるとするなら、その分だけ結局裏の土地の所有者は食い込まれることになるわけです。従つて、施行者の方は、裏の居住者の犠牲において道路用敷地を獲得することになる。だから、そういう点がないということをはつきりしていただきなければならぬ。それはやはり公共用地として國なり、都道府県なり、その他の道路を作るのだから、その道路分の土地を取得するための経費として差し引いていかなければ、裏の所有者は非常に大きな犠牲を払うわけです。だから、そういう犠牲がないということをまず確認しておいていただきなければならぬことと、その次には、それに対して、クリアランスをやるのには建物の買収費、除却費その他相当経費がかかる。そうして、それによって初めてその土地だけができるのです。その上に、今度新たに建設費が乗つかつてくるわけです。従来は木造の建物、今度の建物は鉄筋コンクリートの建物ですから、建設費の単価が相当違つて

きます。だから、新たに造成された土地が、建物の買収費及び除却費を含んだところの相当高価につく土地になつておるのに加えて、今度新たに建てられた建物が非常に高くついておる。だから、従前の、クリアランスをしなければならないという裏通りに住んでおる人たちが入居するための買収費あるいは借り賃は、手に合わないような高いものになります。そういう心配があるわけです。そういうようなおそれをおからしめるために、その事業をやる者あるいはやらせる者がそれだけの責任を負うという責任体制を、はつきりしておいていただきないと、なるほど公共用地ができ、町が美しくなった反面において、居住者が非常に大きな犠牲を払つたり、あるいは入ろうにも入れないような高い家賃や取得費になつっていくために、あなた方はきれいになりますよ、きれいなところに住まわしてあげますよ、というふうな意味においてできた法律案が、結局は、きれいなところへは別な裕福な人が入ってきて、以前に住んでおった人たちは、みな荷物を持って、他のところへ転出していかなければならぬということを、ようやく私たちには懸念しておりますので、その辺のことを、よくわかりやすく、そういうことはないのだということを、よく私たちに説明していただきたいと思うのです。

Digitized by srujanika@gmail.com

の者がただで自分らの土地を彼らに提供するということはないわけです。これは先生もおわかりのことだと思いますが、それどころか、つまり、道路側の者を裏地に収容するわけでございますが、その際に、道路側の権利者には裏地の土地を共有持ち分という形で、相当にそれを買取つてもらうという形になります。その費用は、買収費として道路費の方から出ているわけです。ですから、買う取つてもらいますから、そこには損得はないと思割り切れるわけであります。裏側の犠牲において云々などいうことはないわけです。

それから第二点の、裏側の者が——これは裏側に限りません。この事業をやることによりまして、関係権利者が高いものをつかまされるじゃないかと、いう心配、これは一見考えられる点でござりますといいますことは、先ほどお話をございましたように、この事業がかなり経費のかかる事業である。現在ある建物を、しかもそれを買取つて、こわして、そして清掃して作り直すという再開発事業でござりますので、そういうロス的な、損失的な経費がかかる。起業者という立場から施行者が採算を立てます場合に、そういう諸経費を見込んだ考え方で新たな土地を処分する場合、坪当たりどのくらいになるかということになるわけです。そこで、その法律の建前が原権主義の建前をとっていますれば、御指摘のように、原価は高くなりたのだから、改造成後の宅地が原価からいって坪五万円かかった、だから、あなた方は一つ五万円で買取つてくれ、こういう考え方になると、原価は高くなつたのだから、改造成後は坪五万円あるわけです。

いう場合、結局一万円の分だけ高いも  
のをつかまされたという場合があるわ  
けですが、法律の建前がそういう考え  
方をとつておりませんので、処分する  
場合もあくまで時価でとる、買取る  
場合も時価で買取る。であります  
から、売る場合も時価で売る。時価と  
時価という考え方である。従つて、非  
常に割高な費用がかかって、処分価額  
が時価よりも非常に高くなるという場  
合もなきにしもあらずであります  
が、そういう地区を、しかもやらなければ  
ならぬ場合におきましては、その赤字  
分は当然公共団体である施行者がかかる  
る、権利者にそれを転嫁させない、と  
いう法律の建前になつております。で  
ありますから、御指摘のような点はな  
いと思います。

は大体同じくらいにならなければ、うそだと思う。そこで、それらについての実質的な居住部分というものが同じである。そうすると、実質的な居住部分が同じであれば、結局は実質的な居住部分についての坪単価というものが同じである。その土地部分だけは時価でもって交換される。今度新たに建設する部分の費用というだけは、新たな荷物となつておつかぶさってくるということを考慮される。そうすると、結局從前の人の土地部分だけは時価でもって交換される。今度新たに建設する部分の費用というだけは、新たな荷物となつておつかぶさってくるということを考慮される。その点が考えられるわけなのですが、その点はどうでしょうか。

けでございます。その再評価の差額、それが損失的な家屋の買い取りとか、賄地造成費とか、そういうふうに考えて、いろいろものに見合下さいないかと私は思います。

〔委員長退席、瀬戸山委員長代理着席〕

○岡本(曉)委員 これはこの法案の整理処分計画、それから譲渡価額の算定期準と非常に密接な、いわばそれらの内容を示す問題なのであります。また、そのことが関係住民にとって非常に大きな利害関係がござりますので、もう具体的な形で御説明頼つて、私たちがのみ込んでおらないといけないと、思うので、明白、何か一つサンプルを設定していただいて、あるいは青山かどこかで、この法律ではないけれども、これに該当するような形でできた、ということでも聞いておりますから、そういうところでははどういうことでも、計算されて、いつたかということを、実例あるいは想定されたところの一つの計画について、具体的な御説明をお願いしたいと思う。

ただ一つ、あなたが今おっしゃる、裏側にあつたのが表に面するから、今まで新たに高くなつてもいいじゃないかという御意見のようですが、從来裏における人は、裏でなければ住めない人であり、自分の経済状態に見合つて裏に住むことをやむを得ないとしている人たちです。そういう人たちが今度新たに表の街路使用部分がはつ(削)られた、自然的に表に面するようになつた。その三階なり四階なり、五階などに住まわせられることになつて、表に面しているから土地の値上がりがあつた。

なことがあっても、その人たちは、自分の意思に反して、うんと高い、毎日階段をどんどん登らなければならぬところに押し上げられた。それでもうて、お前、表に面するようになつて通風採光もよくなつたから、それだけ高くなつてもしょがないぞと言われたところで、それらの人たちは、それだけの説明では納得できないと思うのです。だから、そういう点は、明日もう一度、具体的な想定計画を作つていただきたい、できましたらそこへ大きな図でも張つて、それについて具体的にわかりやすく説明していただきたい。今度私たちが関係住民から説明を求められても、君たちはちつとも損はないのだ、君たちに迷惑かけずに改修計画というものがやつていけるのだ、ということを私たちが説明できるようないのだ、君たちに迷惑かけずに改修計画といつも思ひますので、その点お願ひくださいといつも思ひます。

いいのじゃないかと思うのです。それができないくらいなら、とてもあとの施行はできないと思うので、具体的な数字でわかりやすく説明してもらいたい。

もう一つは、この店は除去しなければならないということと、休業になりませんね。その休業補償の具体的な措置

頗るいたい。そうでないと、幾ら聞いても、ちょっとわかりにくいと思うのです。

○關盛政府委員 いろいろお話をございましたが、最初にちょっとお断わりしておかなければならぬと思いますのは、ただいまの資料の問題につきましては、内容的に御説明申し上げます

が、この仕事は、関係権利者の従前の環境と見合つてどのようなことになるかという、個々の生活の本拠の実体の移り変わりについての論争が、今ここで質問の中心になったわけでござります。本来この仕事は、公共施設の整備と市街地の高度利用をはかる都市計画事業としての新しい市街地改造事業でございます。そういう一つの大きな旗を立てまして仕事を進めていくわけでございますから、そのような場所におきましては、関係権利者の権利も非常に錯綜しておりますと同時に、またこのような事業を行なわなければなりませんから、その土地の必要性を痛感しておられる方々の地域でございます。しかも、非常に密集しておる。このういう公益的な立場で困難な仕事を実

施するわけでございますが、それだけに、関係権利者の権利を、いかに従前

の形を尊重して新しい町作りに移し変えてござります。従いまして、その立

て方で規律をいたしておりますので、結果として、従前の関係権利者の権利に相応した補償金の額に見合った建築物等を給付するという格好と、各個人の補償対策が現物補償という形で講ぜられる。こういうところを結果としてねらっておるのが、実はみそなんございます。

そこで、今の石川先生のお尋ねの点も含めまして、内容的に、当面の前面における人が新しいところにどういうふうに移るか、その価額はどうなつておるかということにつきましては、この計画を現実に現地に即して立てました。個々の場所ではお示しはなかなか困難だと思っております。そこで、岡本先生のお尋ねのように、この事業の従前の関係の権利者と、また新しくできる関係権利者を、一つのグループとして考えまして、個々の特色を持つた個々人という考え方でなしに、全体としてのこの事業を関係住民の方々に説明するなり、また住民の獲得というものを理解させる上において、どのようにおきましては、関係権利者の権利も非常に錯綜しておりますと同時に、またこのような事業を行なわなければなりませんから、その土地の必要性を痛感しておられる方々の地域でございます。しかも、非常に密集しておる。このういう公益的な立場で困難な仕事を実

を申し上げなければならぬと思っておりますので、そのような準備をいたしたいと思つております。

石川先生のお尋ねの休業補償の問題、これはできるだけ営業を続けるかということに重点があるわけ

でござります。従いまして、その立題、これはできるだけ営業を続けるか

とだとわれわれ考えております。現実に今、事業施行予定の地区の公

共団体において準備をいたしてお

が、工事の段取りとして一番必要なこ

とだとわれわれ考えております。現実に今、事業施行予定の地区の公

尋ねたいと思います。

第一は、今度の法律のみそというの

は、従来の土地収用法と違いまして、

土地を失なった者はあるいは借地権を失

ていく。こういうことが今度の法律の

特色だと思います。その場合に問題

になりますのは、土地の所有権者と、

その土地を借りてその土地の上に建物

を所有しているいわゆる借地権者、こ

の両方ともが施設した建築物の譲渡を

請求することができるようになつてお

るわけです。その場合に、施設建築物

のその部分に対して、土地所有権者の

申し出の個所と、それから、従来土地

賃借権者が賃借しておつた場所を要求

する。その個所というのが競合する場

合があるんです。そういう競合した場

合に、一体土地所有権者の申し出と、

賃借権者の申し出に対しても、どういう

ふうに調整していくか。こういう点を

ちょっとお尋ねしておきたいと思いま

す。

○關盛政府委員 お尋ねの通り、所有

権者も借地権者も、一個の建築物の床

面積と土地の共有部分を譲り受ける請

なるという考え方で、法律の条文がで

きておるわけでございます。従つて、

土地を利用しておる人、借地権を持っ

て営業をやつておる人、これの現実の

だ、こういう形でございます。やはり

従前の土地の所有権者は、土地は持つ

ておりますけれども、現実にはその土

地の利用というものは、借地権を設定

する。まず土地の所有権者としては、土

地を貸し与えておるという形の利用で

ございますから、同一目的のために當

該土地の部分に全面的に借地権を設定

しておつたという場合におきましては、

は、新しくでき上がる建物に余裕のな

い場合におきましては、従前の借地権

者の方の土地の利用状況が、店舗等に

つきましてはます優先とする、こうい

う考え方にならうと思います。現実の

運用といいたしましては、譲り受け権者

の要望をできるだけ聞きたいという形

でいたしておりますけれども、せり

合うってきたときには、そういう形に法

○山中(日)委員 私も大体そういう形

でござりますけれども、それはほんと

いかなうというところでございます。この

べき問題は、やはり土地なり、その当

該地域内のいわゆる利用状況が根本に

失う不動産にかわって、施設物の不動

産を取得するということができるということになりますと、その不動産の一部を強く要求するということが出てくると思うのです。そういうことから、この調整というのは非常にむずかしくなってくるんじやないかと思いますので、お尋ねしたんですが、この調整をするのは審査委員ができるんですか。

○關盛政府委員 この管理処分計画では、施行者がその案を定めまして、そして審査委員の同意を得なければならぬ、こういうことになつておりまして、従つて、その審査委員自身が相当な人を選ぶことになつておりますので、適正な管理処分計画ができることを審査委員の制度によつて確保しようと

○山中(日)委員 そうすると、その審査委員の裁定というのではなくて、施行者が同意を得てやることだけのことと、審査委員はそのことに関しては決定権はないわけなんですね。つまり、そういう場合には、利用関係から見て借地権者にその場所を与うべきだ、こうしたことについての審査委員の決定権というのはないわけです。

○關盛政府委員 決定するのは施行者が決定するわけでございますが、審査委員の同意がなければ決定はできない、こういうことになつております。○山中(日)委員 それからもう一つは、勿論既立の問題であります。こ

物上代位の関係は、この法律だけでは、いいろいろなこういった関係の法律には出てくる問題です。特に今度の場合は、担保物権の対象となつておりました土地あるいは建物が消滅した場合

合には、従来でありますと、その消滅した対價、つまり金に担保物権は物上代位するということで済んだと思うのですけれども、今度は、その金のかわ

いうのはどういうことか。金でもない。対價を請求する。その金銭給付を受ける権利について抵当権が優先的に他の債権者を排除して弁済を受けると

権も消滅してしまう。ところが、今度の法律では、そのかわりに別な建物がまたくるわけです。けれども、その建物には抵当権は及ばないわけだ。ところ

ことになりますと、結局そうした債務者が、借金は一べんに払つてしまわなければ施設物の権利はないということになるとおそれがあると思う。その点怠る

いうのなら、話はわかるのですけれども、その施設の一部を譲り受ける権利に抵当権が及ぶというのは、どういうことを意味するのか。それがわからぬのです。

るで、この法律から見ますと、建物の所有者、つまり賃借権者が施設物の一部を譲り受ける権利があるわけです。が、その抵当権の方を弁済しないと、結局譲り受けの申し出は撤回したもの

○關盛政府委員　この三十一條の第三項の規定の、契約等によつて取得されただときにも担保物権が消滅するといふのが、民法の特則でございまして、そ

○關盛政府委員 これは要するに、譲り受け権といふ債権でござりますから債権といいましても、抵当権に入つておった家屋が焼けた場合に債権者が火災保険金に物上代位をすると同じようになりますから一定の構造の建物を給付してもらう一定の期限までの請求権、それに担保権が及んでいるという

とみなすということになつてゐる。ですから、建物を担保に入れて、そして土地を借りておつた人が、この法律によつて施設物の一部を譲り受ける場合には、とにかく前の建物はなくつてしまつたのですから、抵当権者は、債権の弁済期限が当然到来します。そうすると、その施設施行者から受ける金

のかわりに、今御質問のような、三十条によつて譲り受け権にいわゆる物権の上代位をしていくという形にいたしましたのでございます。これは、この事業の実施ということから見まして、施行者の立場からいきますと、どうしてもいう担保物権に基づく権利が行使されるといふことがないようにするため

○山中(日)委員 聞く理由は、もう一  
べんあとで大事なことは聞きますけれども、今聞きたいのは、ただ、その給  
料おかしいという意味なのでござります  
か。

を優先的に持つていてしまう。それを払わないというと、今度は施設物讓り受けを要求する。その譲り受け権者は撤回したものとみなされますから、結局金は一べんに債権者に取られてしまふし、また建物には自分は、はいれない。こういう結果になることを私は、おそれるわけなんです。ですから、私の考えでは、そういう場合には、やはり新しい建物にも抵当権が及ぶという

には、施行者が担保物権を全部消していかなければならない。こういう形にならざるを得ないが、それでまた、担保権者の側から見ても、スムーズにこの仕事が進んでいくことによって、また何よりも、この事業は、従前の土地、家屋等よりもっと安定したところの、堅固な、市街地改造事業による建築物ができるわけでござりますから、担保

付を受ける権利に抵当権が物上代位するというだけでは、抵当権者は、何によつて、どういうことでの抵当権の満足を得ることができるのか、いわば弁済を受けることができるのか。そこがわからない。

ことになれば、抵当権者も、弁済期はまだ先にあれば、その新しい施設物の担保に基づいて債権は保存されるであろうし、また債務者は、譲り受けた施設物に抵当権がつくことによつて、順次弁済期間までに弁済していくべき。

価値といたしましては相当なものにならぬわけでござりますから、担保権者の調整との関係におきましても、この事業を実施する直前にこういうことをお掃除するよりは、むしろ新しくでき上がりたときに合意を成立せしめる方がいいではないか、などござりて、勿上げでござります。

いうと、こういうことなんです。つまり、今度の法律では、市街地改造によって従来の建物はなくなるわけです。そうすると、原則からいえば、権利者たちはこのことを聞くかと

か。それが今度の法律でぶつつと切つてしましますから、結婚債権者は金の争済を受ける、それを払つてしまわないと、譲り受け希望者は譲り受けを撤回したとみなすことになる。こういう

いきます。

そこで、この全体の考え方といたしましては、新しくてき上がる建物の部分を譲り受ける権利に物上代位しておきました。担保物の消滅に関する合意が、関係の権利者間において話がととのいますれば、この法律のよう、譲り受け権を持つておる人が新建築物の部分に入居するわけでございます。権利を取得するわけでございます。しかし、合意が成立しないということを今お尋ねがあつたわけでござりますが、この場合におきましては、御説のように、申し出の撤回があつたものだとうことになります。これは、通常の場合におきましては、先ほど申しましたように、譲り受け権者が取得するところの建物は、市街地改造事業によって、従前よりはもつと担保価値のりつぱなものができる上りますので、担保権者、いわゆる債権者の立場からいえば担保の価値については十分であろう。だから、合意が成立することが当然であろう。こういう考え方で、これができるおるわけでございますが、万が一にも、そういう合意が得られないという場合におきましては、その部分は施行者が処分できる保留部分ということになるわけでございます。譲り受け権者がなくなるわけでございますから、工事完了後において譲り受け権者のない部分ができるわけでございます。そこで、管理処分計画の際にも、そういう譲り受け権者が、この仕事の完了の直前に譲り受け権を喪失するということになつてくるような場合におきましては、施行者が取得する部分を譲り受けるか、あるいは賃貸するようになりますか、このいずれかの方法を

とりまして、従前の関係権利者が、担保権を新しい建物に設定する合意が得られなかつた場合における地位確保保有のいすれの関係権利者についても影響のない部分でございますので、施行者がそなういう人に賃貸または譲渡できる形でござります。権利を取得するわけでございます。しかしながら、この場合におきましては、御説のように、申し出の撤回があつたものだとうことになります。これは、通常の場合におきましては、先ほど申しましたように、譲り受け権者が取得するところの建物は、市街地改造事業によって、従前よりはもつと担保価値のりつぱるものができる上りますので、担保権者、いわゆる債権者の立場からいえば担保の価値については十分であろう。だから、合意が成立することが当然であろう。こういう考え方で、これができるおるわけでございますが、万が一にも、そういう合意が得られないという場合におきましては、その部分は施行者が処分できる保留部分ということになるわけでございます。譲り受け権者がなくなるわけでございますから、工事完了後において譲り受け権者のない部分ができるわけでございます。そこで、管理処分計画の際にも、そういう譲り受け権者が、この仕事の完了の直前に譲り受け権を喪失するということになつてくるようになりますか、このいずれかの方法を

存のいすれの関係権利者についても影響のない部分でございますので、施行者がそなういう人に賃貸または譲渡できる形でござります。権利を取得するわけでございます。しかしながら、この場合におきましては、御説のように、申し出の撤回があつたものだとうことになります。これは、通常の場合におきましては、先ほど申しましたように、譲り受け権者が取得するところの建物は、市街地改造事業によって、従前よりはもつと担保価値のりつぱるものができる上りますので、担保権者、いわゆる債権者の立場からいえば担保の価値については十分であろう。だから、合意が成立することが当然であろう。こういう考え方で、これができるおるわけでございますが、万が一にも、そういう合意が得られないという場合におきましては、その部分は施行者が処分できる保留部分ということになるわけでございます。譲り受け権者がなくなるわけでございますから、工事完了後において譲り受け権者のない部分ができるわけでございます。そこで、管理処分計画の際にも、そういう譲り受け権者が、この仕事の完了の直前に譲り受け権を喪失する

をするという意味がはつきりしないから、こういう場合に困るのです。つまり、私の言うのは、この新しい建設物に抵当権がそのまま移っていくという保有のいすれの関係権利者についても影響のない部分でございますので、施行者がそなういう人に賃貸または譲渡できる形でござります。権利を取得するわけでございます。しかしながら、この場合におきましては、御説のように、申し出の撤回があつたものだとうことになります。これは、通常の場合におきましては、先ほど申しましたように、譲り受け権者が取得するところの建物は、市街地改造事業によって、従前よりはもつと担保価値のりつぱるものができる上りますので、担保権者、いわゆる債権者の立場からいえば担保の価値については十分であろう。だから、合意が成立することが当然であろう。こういう考え方で、これができるおるわけでございますが、万が一にも、そういう合意が得られないという場合におきましては、その部分は施行者が処分できる保留部分ということになるわけでございます。譲り受け権者がなくなるわけでございますから、工事完了後において譲り受け権者のない部分ができるわけでございます。そこで、管理処分計画の際にも、そういう譲り受け権者が、この仕事の完了の直前に譲り受け権を喪失する

とりまして、従前の関係権利者が、担保権を新しい建物に設定する合意が得られなかつた場合における地位確保保有のいすれの関係権利者についても影響のない部分でございますので、施行者がそなういう人に賃貸または譲渡できる形でござります。権利を取得するわけでございます。しかしながら、この場合におきましては、御説のように、申し出の撤回があつたものだとうことになります。これは、通常の場合におきましては、先ほど申しましたように、譲り受け権者が取得するところの建物は、市街地改造事業によって、従前よりはもつと担保価値のりつぱるものができる上りますので、担保権者、いわゆる債権者の立場からいえば担保の価値については十分であろう。だから、合意が成立することが当然であろう。こういう考え方で、これができるおるわけでございますが、万が一にも、そういう合意が得られないという場合におきましては、その部分は施行者が処分できる保留部分ということになるわけでございます。譲り受け権者がなくなるわけでございますから、工事完了後において譲り受け権者のない部分ができるわけでございます。そこで、管理処分計画の際にも、そういう譲り受け権者が、この仕事の完了の直前に譲り受け権を喪失する

をするということだけでは、何のことかわからないことがあります。今お尋ねの点は、そのような従前の譲り受け権者は、保留権を設定されておる人であっても、中間に、その譲渡申出者の申し出る給付を受けた権利に抵当権者が物上代位につかなければだめなんだと言つてしまふと、それまでなんですが、ただそこに理解できないから、むずかしくなつておると思つます。そこで一つ説明してもらいたいと思います。

○關盛政府委員 これは、賃借人の場合と明らかに違つております。ですから、抵当権といふものは、従前の対象物に乗つかつておつた抵当権の客体が、土地等の取得によって施行者が取得しますから、こわされていくわけでもござりますから、金然つた形になつてしまつますので、これは消滅させるということです。それで、これは消滅させるために、三階へ行くかどこへ行くか、わからぬ、払わなければならぬ。そうすると、その場所でまた引き続いて商売をしようと思つても、今度それを払わなければ、そこへはいれない。保留部分なんて、どこへ行くかわからないでしょ。三階へ行くかどこへ行くか、わからぬと思つます。従つて、そうなければ、そこへはいれない。保留部

いしますから、優先弁済を受ける。こういう形になるわけでございますから、そういう意味におきまして、この物上代位というものは、あたかも火災保険金の代位と実質上は変わらないというふうに考えるべきものだと思います。それで、合意が成立するという場合は、今度新しくできる建物にさらに担保権を設定する、こういう合意であります。ですから、従前の建物に存しておった担保物権というのは、一応権利の取得によって消滅せしめるという形をとつておるわけでございます。

○山中(日)委員 そうしますと、結局は先ほど聞いたように、物上代位といふのは火災保険金のように、その担保物権の消滅にかわってくる金銭的な給付にその抵当債権が代位して、それから優先弁済を受けるということであつて、そのことを給付を受ける権利、こういうふうに結局解釈していいわけですね。

○吉兼説明員 ちょっと補足して申し上げます。担保物権の処置につきまして立法上いろいろ問題がございまして、考え方が二つあったのでございました。

一つは、いろいろ御指摘がございましたように、これらの担保権者と債務者とだけの問題にして、施行者が土地を買取る場合に、そういう担保が入っている場合は債務の弁済をしなさい、弁済して更地にしてから、債権者と土地収用または買収によって契約する土地を施行者が取得するという考え方、一応これは素朴な考え方でござります。この考え方につきましては、そういう前提でこの法律を立てますと、非常に債務者が過酷な経済的負担を、

この事業のために一時的に負わなければならない。従って、どっちみち等価交換で新しい建物なり不動産をもらうことになるのに、まだ債務の履行期が到来していない前ににおいて、そういううえで新しく不動産をもつて、債権者も何か保護しなければならない。債務者も何とか保護しなければならないということから、担保権者としましては、普通の債務者が土地建物を売り払う場合ではなくて、この事業によって新しく不動産をもらうわけでありますから、要するに担保価値としては変わらないのだから、この事業の着手前において、一次的なそういう紛争を起さないよう、うまく両者の権利が調整され、この事業に乗つかっていくような方法はないものだらうかということが、まず考えられたわけであります。

そういう乗つけていく場合の方法としまして、先ほど先生からお話をありました、この事業によつて施設建築物を譲り受け権者が取得する場合に、それには担保権者が物上代位してくれれば、ストレートに担保権が乗り移つていいといひのじやないか、そういう制度も考えていつていひのじやないかと、いうことが、まず考えられるわけであります。これは、常識的には非常にわかりがいいのであって、けつこうなことなんでござりますけれども、民法、その他法務省の民事局の意見等も十分、中で検討してもらつたのでございますが、やはり立法技術上、新たな施設建築物に從前の土地建物にある担保

権がストレートに乗り移していくといふことは、非常にむずかしい。たとえ申しますと、共同抵当に入っていると、順位の問題がございまして、そういう調整が立法技術上非常にむずかしいということに、結論としてなったのでございます。

そこで、両者の折衷案みたいな考え方方で、現在の制度が生まれてきたわけであります。折衷案でありますから、非常に中途半端であるという御批判もあるうかと思ひますけれども、こういう制度を設けない場合よりは、こういうことによつてつないでいきますと、建物ができ上がりますと、担保権者としても、すでに譲り受け権者が建物をもららうということが目に見えているという場合には、債務の履行期がきいている場合は別ですが、きていない場合は、あなたのもらう新しい建物に抵当権を新たに設定しましようという話し合いも容易に行なわれることでありますし、事實上そういうふうな問題がうまく片づいていくのじゃないか。こういうことでいこうじゃないか、というものが現在の制度でございます。

〔瀬戸山委員長代理退席、委員長  
着席〕

私の考え方は、今度の法律は今までにない、こういった金銭給付にかえて当然物上代位ができるということが、從来の取用法とは違った觀念でありますから、お話しの通り、民法の原則は、抵当物権が消滅すれば一時消滅する、それにかわるべきものに物上代位するという原則は生かしていいと思うのですが、金銭給付でない、対價にかえて物を渡すという場合には、特別法として、その場合においては新しい施設物に対して抵当権が及ぶというふうにすることによって、抵当権者もいじらし、それから債務者も助かる。こういうふうになるのじゃないかと考えておられますか、この点は議論になりますから、この程度にしておきます。

願をすることができるということにいたしておるわけであります。この異議の申し立ての制度につきましては、いろいろ検討いたしたのでござりますが、不許可の決定に対する異議の申し立てを認めておらない制度につきましては、昨年制定されました住宅地区改良法の例もありましたので、これはむろろ訴願にやつた方が適当じゃないか、こういうことで、訴願によつてその場合の措置を解決するという形にいたしましたわけであります。

○山中(日)委員 そうしますと、私はますます疑問になるのです。第六十三条によりますと、その障害物を除けといたしまして異議の申し立てができることになつておつて、命令が出る前に許可してくれと頗つたけれども許可しなかつた場合は、異議の申し立てができなくて、訴願の方に回してしまう。そして、除去命令が出たときに異議の申し立てができるのだというのを私はおかしく規定だとと思うのです。しかも、これは異議の申し立てという手続を経ないで、いきなり訴願に持つていけるのかどうかということも問題ですし、かりに訴願に持つていくとしても、この法律の建前からいへば、六十三条では障害物を除けという命令が出たときに異議の申し立てができる。その前に、こへ建てることを許可してくれといふのに対して不許可のときには異議の申し立てができないで、それを除けといたときには異議の申し立てができるというのは、ちょっとおかしいのじやないかと思うのですが、その点はどうでしよう。

直接的な行為を命ずるような場合に  
は、この裁定につきましてはやはり異  
議の申し立てという制度をまず直接と  
らした方が現地の人に対してもいいの  
じゃないか。こういうことで、異議の  
申し立てを追加いたしておるわけでござ  
ります。

○山中(日)委員 そうしますと、その  
計画された土地の中に、障害にならな  
いと思ってある一つの臨時のものを建  
てようといって許可を求めたときに、  
これに対して不許可にした。それに対  
して、異議の申し立てということがす  
ぐできないで、そのままになつておつ  
て今度それがじやまになるから除け  
ていて命令が出たときに、初めて異  
議の申し立てができる。こういうのは  
おかしいじゃないですか。つまり、臨  
地の中ですから、必ず許可を得なければ  
ならぬ。これはそうだと思うので  
す。これを許可しないといったときは  
は、もう訴願の方に持つていってし  
まつて、そして、今度はじやまになる  
から、その建つているやつを取り除け  
といつたときに初めて異議の申し立て  
ができるということは、おかしくない  
ですか。

○關盛政府委員 これはいろいろな立  
て方があるのかと思ひますけれども、  
この六十三条の場合におきましては、  
建築制限の違反でありますとか、ある  
いは物件の移転命令、こういうふうな  
直接的な場合につきましての関係の裁  
定を受けた人に対するいわゆる救済の  
道といたしまして、そういう場合には  
一応そういうことを命じたところへ文  
句を言うというのが一番直接的じやな  
ぎます。

昭和三十六年四月二十七日印刷

昭和三十六年四月二十八日発行

いか、まず文句を言わす機会を与え  
て、それから上級府が、訴願法によつ  
て、訴願の裁決をする段取りを講じさ  
せた方が、一般的にはいいわけになつ  
ておりますから、そういうやり方をと  
る方が、この事業の性質から見まして  
も、また住宅地区改良法の例によりま  
して、適当であろう、こういうこと  
で、この案ができておるわけでござ  
います。

○山中(日)委員 そうしますと、すぐ  
訴願ができるということは、どこにあ  
るのですか。普通は、そういう異議の  
申し立てをして却下されて、それに対  
して訴願をするというのが順序なんで  
すが、これがいきなり訴願できるとい  
う法律規定が、何かあるのですか。十  
三条第一項の不許可に対し直ちに訴  
願ができるというのは、何かそういう  
規定があるのでですか。

○關盛政府委員 これは、訴願法の規  
定によりまして訴願をできる、この点  
は法務局とも十分打ち合わせの上で、  
この立法をいたしておる次第でござい  
ます。

○山中(日)委員 一応この程度にして  
おきます。

○加藤委員長 本日はこれにて散会い  
たします。

午後一時十一分散会

建設委員会議録第十九号中正誤			
ペ	シ	段	行
四	一	四	誤
三	三	三	基づく
			係る